

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和元年7月17日

田原市長 山下 政 良

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 ロータリー付トラクター売却（R1-1）
- (2) 場 所 田原市赤羽根町地内
- (3) 引渡期限 令和元年10月4日まで
- (4) 概 要

ロータリー付トラクター 1台

車体 クボタ トラクター

型式 KL360

初年度登録 平成19年6月

車体の色 橙色

運転時間 3,515時間

2 電子入札に関する事項

- (1) ヤフー・官公庁オークションシステム（以下「ヤフオク！」という。）の利用

本公告に係る物件売却は、入札の手続をヤフー株式会社が提

供するヤフオク!で行う。

(2) ポータルサイト

ヤフオク!は、以下のサイトにアクセスして使用する。一般競争入札に参加しようとする者は、ヤフー株式会社が定める利用規約、操作手引書等を熟読しておくこと。

URL http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_aic_tahara_city

(3) 実施方法

入札の実施については、田原市が定めるガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び田原市一般競争入札実施要領により行う。契約条項その他の書類は、田原市ホームページより入手できる。

3 入札参加資格に関する事項

入札参加資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。また、個人又は法人の役員等が、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者でないこと。

(4) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者

イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第

三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者でないこと。

(6) 第2号から前号までに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

(7) 日本語を完全に理解できること。

(8) 市ガイドライン及びヤフオク!に関連する利用規約、各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができること。

(9) ヤフオク!によりあらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

4 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、ヤフオク!の画面上で参加申込み等一連の手続を行うこと。

5 現地説明を行う日時及び場所

下見会は、事前予約制とするので、参加希望者は以下の受付期

間に総務部契約検査課まで電話予約すること。

- (1) 受付期間 令和元年7月17日から令和元年7月31日まで
(土日祝日を除く。) 午前9時から午後5時まで
- (2) 下見期間 令和元年7月18日から令和元年8月1日まで
(土日祝日を除く。) 午前9時から午後4時まで
- (3) 場所 愛知県田原市赤羽根町赤土1番地 (田原市役所赤羽根
市民センター)
- (4) 問合せ先 総務部契約検査課 電話 0531-23-35
05

6 入札保証金

入札保証金の納付については、ヤフオク!の手続と共に売却物件ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

- (1) 納付方法 入札保証金の納付は、クレジットカード(デビットカードは除く。)による納付のみとする。ヤフオク!の売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカード(デビットカードは除く。)にて納付すること。ただし、落札者以外の者からは入札保証金の引落しは行わない。
- (2) 入札保証金の充当 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売却代金に充当する。
- (3) 落札者が、田原市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、保証金は田原市に帰属する。

7 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場所 ヤフオク!のシステム上

(2) 入札期間 令和元年8月16日午後1時から令和元年8月23日午後1時まで

(3) 開札日 令和元年8月23日午後1時

8 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

9 落札者決定の方法

入札期間終了後、田原市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のヤフー・ジャパンIDを落札者の氏名（名称）とみなす。

10 契約保証金

(1) 契約の相手方は、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号。以下「財務規則」という。）第125条第1項ただし書の規定に基づき予定価格の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) 契約締結期限

契約締結期限は、令和元年9月5日午後5時までとする。なお、落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合又は落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の者な

ど公有財産売却に参加できない者の場合は、売却の決定を取り消すものとする。

(3) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金を充当し、その差額を納付するものとする。

(4) 必要書類

契約に際しては、田原市より契約書（2通）を送付するので、落札者は必要事項を記入し、押印の上、必要書類（田原市が電子メール等で送付する契約締結の案内において指示する書類）を添付して第2号の契約締結期限まで田原市に直接持参又は郵送（特定記録郵便又は書留郵便に限る。）すること。

1 1 売払代金の納付に関する事項

(1) 落札者は、売払代金の納付期限までに指定された納付方法により売払代金の全額を一括で納付すること。なお、売払代金のほか、契約費用、運搬費用、公租公課、自動車損害賠償責任保険料等並びに本契約の締結及び履行に関して一切の費用は、落札者の負担とする。

(2) 売払代金納付期限

売払代金納付期限は、令和元年9月6日午後2時30分までとする。

(3) 納付方法

売払代金は、田原市が交付する納入通知書で納付すること。なお、売払代金の納付に係る費用は、落札者の負担となる。また、田原市が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

1 2 所有権の移転及び名義変更

売買物件の所有権は、落札者が売買代金を完納した時に移転するものとする。また、緊急車両として公道を走る場合、改造及び手続が必要になる可能性があるが、一切の費用は落札者の負担とする。

1 3 その他

売却財産は、経年による劣化、使用によるキズ及び不具合が複数箇所あるので、充分理解した上で入札すること。また、田原市は瑕疵担保責任を負わない。

1 4 担当課

総務部契約検査課 電話 0 5 3 1 - 2 3 - 3 5 0 5